

一般社団法人  
湯河原温泉観光協会

# 定 款

平成26年4月1日認可

一般社団法人湯河原温泉観光協会

# 一般社団法人湯河原温泉観光協会定款

## 目 次

第1章	総 則	(第1条～第2条)
第2章	目的及び事業	(第3条～第4条)
第3章	会 員	(第5条～第11条)
第4章	総 会	(第12条～第20条)
第5章	役員及び職員	(第21条～第27条)
第6章	顧問及び相談役	(第28条)
第7章	理事会	(第29条～第37条)
第8章	資産、事業計画等	(第38条～第46条)
第9章	定款の変更及び解散	(第47条～第49条)
第10章	情報公開及び個人情報の保護	(第50条～第52条)
第11章	委員会	(第53条)
第12章	事務局	(第54条)
第13章	補 則	(第55条)
	附 則	

# 一般社団法人湯河原温泉観光協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人湯河原温泉観光協会（以下「本協会」という。）という。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を神奈川県足柄下郡湯河原町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、湯河原町における観光宣伝及び観光客の誘致並びに観光客に対する情報提供を行うとともに、観光関連事業者と密接な連携を図ることにより、観光事業の健全な発展を促進し、もって湯河原町の地域経済の振興及び文化の発展・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝及び紹介並びに観光客の誘致
- (2) 観光情報の収集及び提供
- (3) 観光に関する調査及び研究
- (4) 観光行事の開催及び助成
- (5) 観光関連事業者等との連携
- (6) 地方公共団体その他公共的団体から委託される観光事業及び観光施設等の管理の受託
- (7) 旅行業法に基づく旅行業
- (8) 観光物品等の開発及び販売
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は神奈川県において行うものとする。

## 第3章 会 員

(会員)

第5条 本協会の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の事業に賛同して入会した個人、法人

又は団体

- (2) 賛助会員 本協会の事業に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人、法人又は団体

(会員資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

- 第7条 正会員の会費は、1口月額5百円とし、口数は2口以上とする。
- 2 賛助会員の会費は、協会事業に賛助協力するための会費であるため、会費額は特別に定めないものとする。
- 3 入会及び退会時の会費の納入については、月割りで算出した額とし、入会時はその当月分から、退会時はその前月分までの会費を納入するものとする。
- 4 この定款の施行日以前に本協会に加入している正会員の会費は、第1項の規定にかかわらず、従前の社団法人湯河原温泉観光協会の会費とする。

(会員資格の喪失)

- 第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
- (2) 会員が死亡し、又は会員が所属する法人その他の団体が解散したとき
- (3) 別に定める会費の支払期間を過ぎてもなお支払義務を怠り、かつ催告しても応じないとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の同意により、これを除名することができる。
- (1) 本協会の定款又は決議に反する行為をしたとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の

決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(権利の喪失)

- 第11条 会員の資格を失ったものは、会員としての一切の権利を失い、一般法人法上の社員（正会員）としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免じることができない。
- 2 会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費その他の本協会の資産に対して、何らの請求をすることができない。

## 第4章 総 会

(総会)

- 第12条 総会は、正会員をもって構成し、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会は一般法人法に定める社員総会とする。
- 3 通常総会は、毎年3月及び6月に開催し、次の事項を決議する。
- (1) 会員の除名
  - (2) 定款に関する事項
  - (3) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関する事項
  - (4) 役員を選任または解任に関する事項
  - (5) 役員の報酬等の額
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) この定款に別に定めるもののほか、本協会の運営に関し、重要事項または会長が必要と認めた事項
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

- 第13条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会を招集するには、会長は、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の2週間前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することが出来る。
- 4 会長は、前条第4項第2号の請求があったときは、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

- 第14条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出

する。

(総会の定足数)

第15条 総会は、正会員の議決権の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の決議)

第16条 総会の決議は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 役員解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 資金の借入

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 正会員は、総会において一人一個の議決権を有する。

(総会における書面表決等)

第17条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席した正会員とみなす。

(決議の省略)

第18条 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、正会員の全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示

をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 3名以上5名以内
  - (3) 専務理事 1名
  - (4) 理事（会長、副会長及び専務理事を含む。）  
30名以上40名以内
  - (5) 監事 2名
- 2 会長、副会長及び専務理事は理事会の決議により定める。
- 3 第1項第1号の会長をもって法人法上の代表理事とし、同項第2号及び第3号の副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 理事及び監事は総会において、正会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、理事にあっては5名を限度として、監事にあっては1名を正会員以外の者から選任出来るものとする。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第22条 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、本協会の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 7 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する通常総会の終結までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する通常総会の終結までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了において、欠員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第24条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員報酬等)

- 第25条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。



3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て定める。

(役員 of 損害賠償責任の免除)

第26条 本協会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員 of 責任限定契約)

第27条 本協会は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第28条 本協会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、本協会の運営に対し、会長の諮問に応じ、助言を与えるものとする。

4 前2項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第7章 理事会

(理事会 of 構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会 of 権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行 of 決定

(2) 理事 of 職務 of 執行 of 監督

(3) 会長、副会長及び専務理事 of 選定及び解職

(理事会 of 開催)

第31条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(理事会 of 招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事及び監事に対し、会議 of 目的たる事

項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、役員の実員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長及び専務理事が議長の職務を代行する。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。  
2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件(注 書面表決)を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の実員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。  
2 前項の規定は、第22条第5項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第37条 第20条の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の実員が記名押印する。  
2 前条第2項による理事会の議事録については、決議に加わることのできる理事実員の書面表決に関する意思表示があったことを証する書類等を添付しなければならない。

## 第8章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第38条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。  
(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

- (2) 会費
- (3) 寄附金品及び補助金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の決議を経て定める。

(経費の支弁等)

第40条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本協会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始の日の前日までに理事会の承認を得たうえで、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第43条 本協会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得たうえで、その年度終了後3箇月以内に総会の承認を得なければならない。

(備え付け帳簿及び書類)

第44条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 監査報告
- (8) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (9) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (10) 理事及び監事の履歴書

- (1 1) 職員の名簿及び履歴書
- (1 2) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第7号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(長期借入金)

第45条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金の不配当及び差損への充当等)

第46条 本協会は、剰余金が生じた場合であっても、これを会員に分配しない。

2 本協会は、剰余金が生じた場合で、繰り越した差損があるときは、その補填に充て、なお剰余金があるときは、理事会及び総会の決議を経て、その残りの全部を翌年度に繰越し、又は積み立てるものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、第12条第2項に定める総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第48条 本協会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第49条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第50条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(公告)

第51条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(個人情報保護)

第52条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第11章 委員会

(委員会)

第53条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、本協会の事業を行うため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第12章 事務局

(事務局)

第54条 本協会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長、その他の職員を置く。

3 事務局長、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第13章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、会長が総会の決議を経て別に定める。

2 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法、その他の法令によるものとする。

## 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本協会の最初の会長は、高知尾朝行とする。

3 本協会の最初の副会長は、山本一郎、鈴木隆義、村上一夫、鈴木

龍介、西山正一とする。

- 4 本協会の最初の専務理事は、石田浩二とする。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。